

浪速区役所庁舎案内表示（広告付き）
設置事業者募集要項

令和7年12月
大阪市浪速区役所

1 目的

行政財産である浪速区役所庁舎の有効活用を図ることにより、利便性の向上をはじめ、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保することを目的として、広告事業を行うこととし、次のとおり募集する。

2 施設の概要

- (1) 名称 浪速区役所
- (2) 住所 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号
- (3) 庁舎開庁時間

月曜日～木曜日・第4日曜日：午前9時～午後5時30分

毎週金曜日：午前9時～午後7時

その他臨時開庁日（年度末・年度初めの日曜日で大阪市が定める日等）

※土曜日・上記以外の日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁

3 募集広告媒体

使用許可場所	設置する広告媒体	寸法（最大）	最低使用料 (月額：税抜)	位置
浪速区役所 1階ロビー	デジタルサイネージ（※）併設 タッチパネル情報モニタ	高さ 2,100mm 幅 1,800mm 奥行き 1,000mm	60,000円	別図

（※）表示と通信にデジタル技術を活用して平面ディスプレイやプロジェクタなどによって映像や情報を表示する広告媒体

詳細については、別添「広告媒体仕様書」のとおり。

4 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り応募することができる。

- (1) 大阪市内又は近接市町村に本店又は支店・営業所があること。
- (2) 国税及び大阪市税の滞納がないこと。
- (3) 令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿において「04：02：広告代行」のうち、「01総合広告代行」又は「02各種広告企画」に登載されていること。
- (4) 申込書の提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (8) 本市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札（価格提案）後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから2年を経過しない者でないこと

5 募集条件等

(1) 事業者の施設使用形態

設置事業者は、別添「広告媒体仕様書」の「2 使用等の条件」に基づきデジタルサイネージ併設タッチパネル情報モニタ（以下、「情報モニタ」という。）を設置し、使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の目的外使用許可（以下「使用許可」という）を受けて使用します。

(2) 使用許可の期間

使用許可の期間は原則として令和8年4月1日から1年間とします。

令和9年4月1日以降、継続して使用する場合は、当初本市が設定した募集条件を変更しないことを前提として年度毎に申請を行うことにより、最長、令和13年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

更新しない場合は、許可期間終了の3か月前までに、書面にて意思表示をしてください。更新する場合には、許可期間終了の30日前までに継続申請を書面で行っていただきます。

※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。

また、使用許可が更新されなかったことに起因して設置事業者が被った損失は設置事業者の負担とします。

(3) 使用料等

本市が設定する本要項「3 募集広告媒体」最低使用料（月額：税抜き）以上で価格提案のあった最高の価格をもって使用料とします。なお、設置事業者に決定し使用許可する際には、価格提案のあった使用料に消費税等を加算します。

(4) 必要経費の負担

ア 応募申込及び使用許可等の手続きに関する一切の費用については、応募者又は設置予定事業者の負担となります。

イ 電気を使用する際には、別途大阪市浪速区役所が発行する納入通知書により電気使用料を納入期限までに納入していただきます。

電気使用量がわかるように個別メーターを事業者負担で設置していただきます。

ウ 設置に係る費用、撤去費用、保守運営に係る費用等一切の費用は設置事業者により負担していただきます。

（5）保証金

保証金については、使用料（月額：税込み）の3か月分とし、期限までに納入してください。保証金は使用料等の納入が遅延した場合においてこれを充当するほか、本使用許可に伴う一切の損害賠償に充当します。前述の充当により保証金に不足が生じた場合又は充当によっても不足額がある場合は本市の指定する期日までその不足額を納入してください。

なお、保証金には利息は付さず、「広告媒体仕様書」に規定する原状に回復したことを確認後、還付します。

（6）遵守事項及び使用上の制限

設置期間前及び設置期間中は、次のことを遵守してください。

ア 募集条件及び別添「広告媒体仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。

イ 広告放映にあたっては、関係法令及び、「大阪市行政財産広告取扱規則」、「大阪市広告掲載要綱」、「大阪市浪速区役所広告媒体への広告掲載要領」を遵守し、事前に本市の承認を得た上で表示してください。

ウ 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。

エ 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

6 応募申込手続等

（1）申込受付期間

令和7年12月12日（金）～令和7年12月26日（金）

午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付けません。

（2）申込受付場所

次項の必要書類を本要項「12」に記載する提出先までお持ちください。

（3）申込必要書類・部数

名称	様式	部数	内容
応募申込書	様式1	1部	所定の用紙に必要事項を記入
誓約書	様式2	1部	所定の用紙に必要事項を記入
現在事項全部証明書 (写し可)	各種証明書 (発行日か ら3か月以 内のもの)	1部	発行日から3か月以内のもの
印鑑証明書（原本）		1部	発行日から3か月以内のもの

納税証明書（写し可）		1部	市町村が発行する固定資産・都市計画税、法人市町村民税の納税証明書及び税務署が発行する法人税、消費税について未納の税額がないことの証明書（納税証明書その3）令和6年度分
会社概要	様式自由	1部	会社パンフレットなど事業内容が判断できるもの
設置予定機器の仕様書	様式自由	1部	設置予定機器の仕様がわかるもの
広告事業実績調書	様式自由	1部	最近3年間での広告取扱事業の実績・成果物がわかる書類

※押印は必ず入札参加資格申請時に提出している「使用印鑑届」の印鑑を使用すること

7 質疑書の提出及び回答

（1）受付期間

令和7年12月12日（金）～令和7年12月26日（金）午後5時まで

（2）提出方法

質疑書（様式3）により、上記受付期間内に電子メールにより提出し、メール件名に「浪速区役所庁舎案内表示」として送信してください。

送信先メールアドレス：tj0001@city.osaka.lg.jp

（3）質疑書への回答

令和8年1月8日（木）

（4）回答方法

質疑内容を整理したうえで、浪速区ホームページに掲載します。

ただし、質問がない場合は掲載しません。

浪速区→入札契約情報→広告その他募集

<https://www.city.osaka.lg.jp/naniwa/category/3217-6-0-0-0-0-0-0-0.html>

8 億格提案書の提出及び設置事業者の決定

（1）億格提案書の提出及び審査日時

提出：令和8年1月15日（木）午後1時30分から午後2時

審査：令和8年1月15日（木）午後2時から

（2）億格提案書の提出及び審査の場所

大阪市浪速区役所 7階 701会議室

（3）提出書類等（当日持参するもの）

価格提案書（様式4）

※代理人により代理人名で提案する場合は、委任状（様式5）を合わせて提出してください。

（4）価格提案書の投函方法

応募者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。なお、提案は代理人名で代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と一緒に入札箱に投函してください。

（5）応募価格の表示

応募価格は、大阪市浪速区役所における1ヶ月分の月額使用料（税抜き）を表示してください。

ただし、使用料決定にあたっては、価格提案書に記載された応募価格に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額）をもって使用料とします。

（6）価格提案書の書換え等の禁止

応募者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

（7）価格提案審査

ア 価格提案審査は、価格提案書の投函締切り後、直ちに応募者立会いのもとで行います。

イ 応募者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格審査事務に関係のない本市職員を立ち会わせます。

ウ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。なお、価格提案審査の当日価格提案書を投函しなかった者又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。

（8）価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

ア 最低使用料を下回る価格によるもの

イ 応募資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。

ウ 指定の日時までに提出しなかったもの

エ 応募資格者の記名押印がないもの※押印は必ず入札参加資格申請時に提出している「使用印鑑届」の印鑑を使用すること

オ 本市が交付した価格提案書を用いないでしたもの

カ 応募者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの

キ 応募者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの

ク 他の応募者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその

全部のもの

- ヶ 応募価格又は応募者の氏名その他主要部分が識別し難いもの
- ｺ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの
- ｻ 金額の前枠に、「¥」、「金」又は押印による「留印」の記載のないもの
- ｼ 価格提案に関し不正な行為を行った者がしたもの
- ｽ その他価格提案に関する条件に違反したもの

(9) 設置予定事業者の決定

設置予定事業者の決定は、本市が設定する最低使用料以上で最高の価格をもって有効な価格提案を行った者とします。

なお、設置予定事業者の決定には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続の説明を行います。

(10) くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置予定事業者を決定します。

当該応募資格者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格審査事務に関係のない職員）が応募資格者にかわってくじを引き、設置予定事業者を決定します。

(11) 審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その場で直ちに設置予定事業者名及び決定金額を、設置予定事業者を決定しないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募申込者に公表するとともに、浪速区ホームページに後日掲載します。

(12) 価格提案審査の中止又は延期

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止又は価格提案審査期日を延期することがあります。

9 設置予定事業者の手続き

- (1) 設置予定事業者決定後、細部について協議を行った上で、行政財産使用許可申請書を提出していただきます。また、広告掲出にあたり広告掲出申請書を提出していただきます。なお、許可等は応募申込書に記された名義で行います
- (2) 本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払っていただきます。

10 設置予定事業者決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

- (2) 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- (3) その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書を熟読してください。
- (2) 応募申込及び使用許可の手続きに関する一切の費用については、応募申込者または設置予定事業者の負担となります。
- (3) 提出された書類は、審査・使用許可の手続きの用途以外に応募者に無断で使用しないものとします。
- (4) 応募者は、設置予定事業者決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできません。
- (5) 支払われた使用料は返還しません。ただし、本市の責めに帰すべき理由で広告を掲載できなかった場合は、別途協議するものとします。
- (6) 本要項に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度大阪市浪速区役所と協議してください。
- (7) 機器の設置にあたっては、据付面等を十分確認したうえで「安全設置」してください。
- (8) 設置機器のトラブルや広告内容についての対応は、設置事業者において迅速に対応してください。

12 本要項に記載する書類の提出先及び担当窓口

担当：大阪市浪速区役所 総務課（総務）6階63番窓口
住所：〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号
電話：06-6647-9936
E-mail:tj0001@city.osaka.lg.jp

事務の進め方

募集要項の配布・応募申込書の受付開始（令和7年12月12日）



応募申込書・質疑書の提出期限（令和7年12月26日）



質疑書の回答期限（令和8年1月8日）



価格提案審査・使用予定事業者の決定（令和8年1月15日）



使用許可申請の手続き



使用許可申請の交付



使用許可の開始（令和8年4月1日）